

石川県能登半島沖を震源とする地震に伴う 警報・注意報基準の暫定的な変更について

地震による地盤の緩みを考慮し、今後大雨警報・注意報について、
石川県能登は現在の基準の約 5 割に変更して運用します。

平成 19 年 3 月 25 日 09 時 42 分頃に石川県能登半島沖を震源として発生した地震により、石川県能登の広い範囲で震度 5 強以上を観測しました。

これらの地域では、地盤が脆弱になっている可能性が高いため、雨による土砂災害の危険性が通常より高いと考えられます。

このため、土砂災害が起こりやすい状態が続くと予想されるので、平成 19 年 3 月 25 日 16 時から当分の間、石川県の大雨警報・注意報について別紙の通り現行基準より引き下げた暫定基準を設けて運用します。

なお、引き続き地震後の雨量と土砂災害との関連を調査し、必要に応じて暫定基準を随時変更します。



本件に対する問い合わせ先
気象庁予報部予報課
電話 03-3212-8341 (内線 3124)

別紙

石川県能登の大雨警報・注意報の暫定基準

一次細分 区域名	二次細分 区域名	注意報、警報 の種類	要素	現在の基準	H19年3月25日
能登	能登北部	大雨警報	R 1	40mm	20mm
			R 3	60mm	30mm
			R 2 4	130mm	70mm
		大雨注意報	R 1	20mm	10mm
			R 3	40mm	20mm
			R 2 4	70mm	35mm
	能登南部	大雨警報	R 1	40mm	20mm
			R 3	60mm	30mm
			R 2 4	140mm	70mm
		大雨注意報	R 1	20mm	10mm
			R 3	40mm	20mm
			R 2 4	70mm	35mm

注：R 1， R 3、 R 2 4は、それぞれ、1， 3， 2 4時間雨量を示す。